

## 公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月26日

公立大学法人大阪府立大学 理事長 南 努

公立大学法人大阪府立大学規程第15号

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程（平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第11条（略）</p> <p>附 則 1、2（略）</p> <p>（報酬の特例）</p> <p>3 常勤の役員の給料の月額は、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間において、第4条の規定及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の2に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（賞与の額の算出の基礎となるものに限る。）及び賞与並びに退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>4 第6条の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間における基準日に係る常勤の役員の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第11条（略）</p> <p>附 則 1、2（略）</p> <p>（報酬の特例）</p> <p>3 常勤の役員の給料の月額は、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間において、第4条の規定及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の2に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（賞与の額の算出の基礎となるものに限る。）及び賞与並びに退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>4 第6条の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間における基準日に係る常勤の役員の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>（追加）</p>